平成２６年（フ）第５８６号
京都市北区小山東玄以町24番地
債務者　橘英語教室こと　橘　由紀子
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５８７号
京都府京田辺市薪岸ノ下35番地の２
債務者　一龍こと　瀬田日出士
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４０７号
大阪府藤井寺市野中２丁目１番27号、前住所大阪府富田林市加太３丁目１番21―308号
債務者　東　　繁樹
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１３号
大阪府富田林市高辺台３丁目３番23―101号
債務者　小川　敏明
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４４９号
堺市東区南野田696番地６　カサデヴェルデ202号
債務者　杉本　　博
1　決定年月日時　平成26年６月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第２２号
福岡県行橋市大字道場寺1502番地１　イオメール新田原402号
債務者　薮下ひとみ（旧姓白銀）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月12日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第１５８号
盛岡市下米内字一本松67番地16、旧住所盛岡市浅岸３丁目21番12号　ジェルメ浅岸102号
債務者　矢羽々慎一
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１２４号
愛知県一宮市浅井町尾関字上川田51番地３
債務者　河野　京子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１４１号
愛知県一宮市丹陽町森本字川向2160番地１
債務者　菱川　芳子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１４２号
愛知県一宮市相生１丁目４番１―６号、従前の住所愛知県一宮市時之島字二本松西16番地
債務者　堀口　三義
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１４３号
愛知県一宮市相生１丁目４番１―６号、従前の住所愛知県一宮市時之島字二本松西16番地
債務者　堀口　好子
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３０６号
香川県東かがわ市三本松843番地６、申立時の住所香川県東かがわ市三本松680番地10
債務者　吉川　和子（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成26年６月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第４６号
長崎県大村市久原１丁目594番地６レオパレスくばら駅101号、前住所長崎県大村市久原２丁目1561番地10
債務者　川添　達義
1　決定年月日時　平成26年６月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月13日まで
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２６年（フ）第２４１号
仙台市泉区住吉台東２丁目１番地の15、従前の住所仙台市泉区住吉台東５丁目２番地の12
債務者　狩野　浩明
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７９号
千葉県市原市山田橋３丁目１番地５
債務者　井上　陽一
1　決定年月日時　平成26年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年８月15日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係